

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改 正 後	改 正 前 (注)
目次	目次
〔第一章～第五章 略〕	〔第一章～第五章 同上〕
第六章 証券化エクスポージャーの取扱い	第六章 証券化エクスポージャーの取扱い
第一節 総則（第二百二十二条～第二百二十四条の三）	第一節 総則（第二百二十二条～第二百二十四条）
第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額	第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額
第一款 総則（第二百二十四条の四）	第一款 標準的手法の取扱い（第二百二十五条～第二百二十九条）
第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い	第二款 内部格付手法の取扱い（第二百二十九条～第二百四十六条）
第一目 総則（第二百二十五条～第二百二十七条）	
第二目 内部格付手法準拠方式（第二百二十八条～第二百三十三条）	

第三目 外部格付準拠方式（第二百三十四条—第二百三十六条）

第四目 内部評価方式（第二百三十七条—第二百三十七条の六）

第五目 標準的手法準拠方式（第二百三十八条—第二百三十二条）

第六目 リスク・ウェイトの上限（第二百四十三条）

第七目 適格STC証券化エクスボージャー（第二百四十三条の二）

第三款 信用リスク削減手法（第二百四十四条—第二百四十六条）

〔第六章の二～第七章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

一の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスボージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスボージャーである証券化取

〔第六章の二～第七章 同上〕

附則

（定義）

第一条 〔同上〕

〔第六章の二～第七章 同上〕

一 「同上」

一の二 「同上」

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスボージャ

引であつて、当該証券化取引に係るエクスボージャーのキヤツシユ・フローが、いかなる状況においても、証券化工クスボージャーを含まない一の原資産プールによる一の証券化取引に係るエクスボージャーのキヤツシユ・フローとして再現できるもの

口 「略」

〔二〕五 略〕

六 標準的手法 第十九条から第百十三条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〕十 略〕

十一 内部格付手法 第百十四条から第二百二十二条までに定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十二〕二十一 略〕

〔二十一〕の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となつた全ての原資産の集合をいう。

〔三十二〕七十一 略〕

一（再証券化エクスボージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

口 「同上」

〔二〕五 同上〕

六 標準的手法 第十九条から第百十三条まで及び第二百二十二条から第二百二十八条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔七〕十 同上〕

十一 内部格付手法 第百十四条から第二百二十四条まで及び第二百二十九条から第二百四十六条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔十二〕二十一 同上〕

〔号を加える。〕

〔三十二〕七十一 同上〕

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキヤツシユ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスボージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキヤツシユ・フローが証券

イ 当該エクスボージャーと同種のエクスボージャーに内部構成するエクスボージャーの全てが次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該エクスボージャーと同種のエクスボージャーに内部

格付手法を適用することについて金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を得てること。

口 当該エクスボージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

化エクスボージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンダードバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるよう仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスボージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスボージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて

利用された場合は、それ以降の信用供与が停止される二と。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

七十三 混合ブール 裏付資産のブールであつて、当該ブールを構成するエクスボージャーの一部についてのみ前号に掲げる要件を満たすものをいう。

七十四 SAブール 裏付資産のブールであつて、当該ブールを構成するエクスボージャーの全てが第七十二号に掲げる要件のいずれかを満たさないものをいう。

七十五 最優先証券化エクスボージャー 証券化エクスボージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他的重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一の最優先証券化エクスボージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスボージャーを生じさせる取引を行つた場合にあつては、複数の証券化エクスボージャーのうち最も優先する証券化エクスボージャーのみを最優先証券化エクスボージャーとして取り扱うものとする。

「号を加える。  
」

七十六 適格なサービス・キャッシュ・アドバンス 投資家

七十三 適格なサービス・キャッシュ・アドバンス 投資家

に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者）をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

〔イ・ロ 略〕

〔号を削る。〕

に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したもの）をいう。以下この号及び第七十六号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

〔イ・ロ 同上〕

七十四 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一定時点における金庫及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

二 ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行つた場合の未償

還残高を下回ってはならない。

「号を削る。」

「号を削る。」

七十五 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十六 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービスナーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスボージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

「七十七・七十八 略」

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十条 「略」

〔2・3 略〕

第十条 「同上」

〔2・3 同上〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあっては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、は標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用金庫にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあっては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手

信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分については金庫を標準的手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一條の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分については金庫を標準的手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いる手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一

法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第四号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 同上〕

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一條の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十三条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスボージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

(標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第十九条 〔略〕

一次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

〔5・6 同上〕

(標準的手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第十九条 〔同上〕

一次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び长期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

〔号を加える。〕

〔二〕第六章に定めるところにより算出した証券化エクスポートのヤードに係る信用リスク・アセットの額

2 〔略〕  
三 〔略〕  
四 〔略〕

2 〔同上〕  
三 〔同上〕  
四 〔同上〕

(格付等の使用基準の設定)

(格付等の使用基準の設定)

第二十一条【略】

「2・3 略」

4 以下この章において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付（以下のこの項において「格付」と総称する。）又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用金庫が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用金庫が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（不動産取得等事業向けエクスボージャー）

第四十一条 第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかるわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスボージャー、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。第二百四十三条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトは、第三十六条又は第三十七条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

第二十一条【同上】

「2・3 同上」

4 以下この章及び第六章第二節第一款において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用金庫が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用金庫が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（不動産取得等事業向けエクスボージャー）

第四十一条 第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定にかかるわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスボージャー、中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。）のリスク・ウェイトは、第三十六条又は第三十七条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第四十七条の五　【略】

2  
【略】

3 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4  
【略】

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第四十七条の五　【同上】

2  
【同上】

3 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4  
【同上】

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスボージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三

者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

## 6 【略】

7 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、

者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

## 6 【同上】

7 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、

第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8～10 略〕

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

〔一～三 略〕

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいづれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 「略」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十四条又

第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8～10 同上〕

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十四条 「同上」

〔一～三 同上〕

四 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第三十四条又

は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。

次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2—2、4—3又は6—10(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上であるもの

ハ 「略」

「五〇七 略」

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用	残存期間
	ボラティリティ調整率

は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。

次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2—2、4—3又は6—3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上であるもの

ハ 「同上」

「五〇七 同上」

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 「同上」

適格格付機関の格付に対応する信用	残存期間
	ボラティリティ調整率

1 — 2、 1 — 3、	信用リスク区分が 1 — 2、 1 — 3の場合は第 六十四条第三号に該 当する場合	3、 6 — 4若しくは 7—1の場合は第 六十四条第三号に該 当する場合	1、 6 — 2若しくは 1、 5 — 1、 2—1、 6—1、 4—1	信用リスク区分が 1 — 1、 2—1、 1—1、 2—1、 6—1、 4—1		リスク区分等
一年以下	五年超	年以下	一年超五	一年以下		
一	四	二	○・五		セント) 合(パー	特定の発行体の場
二	八	四	一	ント(パーセ	外の場合 ジャー以 クスボーリー 証券化工	行体以外の発行体であつて
四	十六	八	二	ト)	セント) 合(パー	特定の発行体の場
				セント) 合(パー	クスボーリー 証券化工	特定の発行体の場
1 — 2、 1 — 3、	該当する場合 六十四条第三号に	6 — 1若しくは 7—1の場合は第 六十四条第三号に	4—1、 1—1、 5—1、 2—1、 1—1、 2—1、 6—1、 4—1	信用リスク区分が 1 — 1、 2—1、 1—1、 2—1、 6—1、 4—1		リスク区分等
一年以下	五年超	年以下	一年超五	一年以下		
一	四	二	○・五		セント) 合(パー	特定の発行体の場
二	八	四	一	ント(パーセ	外の場合 ジャー以 クスボーリー 証券化工	行体以外の発行体であつて
四	十六	八	二	ト)	セント) 合(パー	特定の発行体の場
				セント) 合(パー	クスボーリー 証券化工	特定の発行体の場

			2   2、4   2、	一年超五
			4   3、5   2、	年以下
			6   6、6   7、	
			6   8、6   9、	
			6   10、7   2 若 しくは7   3 の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	
			五年超	
			六	三
			十二	六
			二十四	十二

(注) [略]  
 二 [略]  
 2 [略]

(プロテクションを提供した場合)

第一百十条 標準的手法採用金庫がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによつてプロテクションを提供する場合には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスボーナーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセント以上

			2   2、4   2、	一年超五
			4   3、5   2、	年以下
			6   6、6   7、	
			6   8、6   9、	
			6   10、7   2 若 しくは7   3 の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	
			五年超	
			六	三
			十二	六
			二十四	十二

(注) [同上]  
 二 [同上]  
 2 [同上]

(プロテクションを提供した場合)

第一百十条 標準的手法採用金庫がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによつてプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用金庫は、

限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗することにより、信用リスク・アセツトの額を算出するものとする。

〔項を削る。〕

（プロテクションを提供した場合）

第一百十二条 第百十条の規定は、標準的手法採用金庫がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセツトの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を算出するものとする」。

ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポートジャーナーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリ

当該プロテクションの提供に係るエクスポートジャーナーについて第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2|| 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポートジャーナーのリスク・ウェイトを千二百五十分の一セントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗することにより、信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない。

（プロテクションを提供した場合）

第一百十二条 第百十条の規定は、標準的手法採用金庫がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセツトの額を算出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセツトの額を算出しなければならない」。

ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポートジャーナーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度とし

スク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセツトの額の合計額)

第一百二十六条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセツトの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー及び株式等エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第一百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセツトの額を含む。）、第一百四十二条号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセツトの額並びに第一百五十四条の二から第一百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセツトの額の合計額に一千・〇六を乗じて得た額並びに第一百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエ

でプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセツトの額の削減効果が最も小さい一のエクスボージャーについて削減される信用リスク・アセツトの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセツトの額の合計額)

第一百二十六条 「同上」

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセツトの額（購入債権、リース料（第一百四十九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセツトの額を含む。）、第一百四十二条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第一百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセツトの額並びに第一百五十四条の二から第一百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセツトの額の合計額に一千・〇六を乗じて得た額並びに第一百四十二条（第十項を除く。）の規定が適用されるエ

クスポートジヤー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

の額の合計額

二　【略】

三　第六章に定めるところにより算出した証券化エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額

く。）の規定が適用されるエクスポートジヤー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二　【同上】

【号を加える。】

四　【略】

五　【略】

（事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD）

第一百三十二条　【略】

〔2～4　略〕

5||　事業法人等向けのリボルビング型エクスポートジヤーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取

引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用金庫は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6||　【略】

（リテール向けエクスポートジヤーのEAD）

第一百四十条　【略】

5||　【同上】

（リテール向けエクスポートジヤーのEAD）

第一百四十条　【同上】

			2	〔略〕
3	リテール向けのリボルビング型エクスポートのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用金庫は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。	〔項を削る。〕	2	〔同上〕
4	〔略〕	(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)	3	適格リボルビング型リテール・エクスポートのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用金庫は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。
5	〔同上〕	(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)	4	前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用金庫が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。
2	〔略〕	〔百四十二条 〔略〕計算〕	3	前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポートの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百二十六条の規定を

準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあ  
るのは「掲げる額（第四号に掲げる額を除く。）の合計額」と、  
同条第一号中「信用リスク・アセツトの額を含む」とあるのは  
「信用リスク・アセツトの額を含むものとし、第二百四十六条の  
二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取  
引については、第一百三十二条第六項又は第一百四十条第四項の規定  
により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取  
引のEADとして算出した信用リスク・アセツトの額とする」と、  
同条第二号中「と読み替えるものとする」とあるのは「と、同項  
第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品  
取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り  
相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ  
・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に  
一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引  
の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替  
えるものとする」と、同条第三号中「信用リスク・アセツト」と  
あるのは「信用リスク・アセツト（同章第二節第二款第三目に規  
定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートージャーのリ  
スク・ウェイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものと  
する。

4

内部格付手法採用金庫が前項の規定により保有エクスポートージャ  
ーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセツトの総額を算出す  
るに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエ

準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあ  
るのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、  
同条第一号中「信用リスク・アセツトの額を含む」とあるのは  
「信用リスク・アセツトの額を含むものとし、第二百四十六条の  
二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取  
引については、第一百三十二条第五項又は第一百四十条第五項の規定  
により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取  
引のEADとして算出した信用リスク・アセツトの額とする」と、  
同条第二号中「と読み替えるものとする」とあるのは「と、同項  
第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品  
取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り  
相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ  
・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に  
一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引  
の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替  
えるものとする」と、同条第三号中「信用リスク・アセツト」と  
あるのは「信用リスク・アセツト（同章第二節第二款第三目に規  
定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートージャーのリ  
スク・ウェイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものと  
する。

4

〔同上〕

クスポート・ジャヤーの信用リスク・アセツトの額を当該各号に定める  
手法により算出するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

6 5

〔略〕

6 前項の規定により保有エクスポート・ジャヤーの裏付けとなる資産等  
の信用リスク・アセツトの総額を算出する場合にあっては、当該  
裏付けとなる資産等のエクスポート・ジャヤーの信用リスク・アセツト  
の額を、次の各号に掲げる当該エクスポート・ジャヤーの区分に応じ  
て、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 〔略〕

二 証券化エクスポート・ジャヤー 前項の第三者を当該証券化エクス  
ポート・ジャヤーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、  
第一百二十六条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用す  
る。この場合において、同条第二号中「信用リスク・アセツト  
の額」とあるのは「信用リスク・アセツト（同章第二節第二款  
第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポート  
・ジャヤーのリスク・ウェイトを算出したものに限る。）の額  
（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用する  
リスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行ふものとする。）」と、「内部格付手法により」とあ  
るの「内部格付手法（証券化エクスポート・ジャヤーにあっては、  
第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）によ  
り」と読み替えるものとする。

6 5

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前号に規定する保有エクスポート・ジャヤーの裏付けとなる資産等  
に含まれる証券化エクスポート・ジャヤー 第二百三十二条に規定す  
る外部格付準拠方式

一 〔同上〕

二 証券化エクスポート・ジャヤー 前項の第三者を当該証券化エクス  
ポート・ジャヤーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、  
第一百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用す  
る。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあ  
るのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々  
の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる  
調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあ  
るの「内部格付手法（証券化エクスポート・ジャヤーにあっては、  
第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）によ  
り」と読み替えるものとする。

### 三 前二号に掲げるエクスポート・ジャーヤー以外のエクスポート・ジャーヤー

前項の第三者を当該エクスポート・ジャーヤーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔略〕

8 7

前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポート・ジャーヤーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・

### 三 前二号に掲げるエクスポート・ジャーヤー以外のエクスポート・ジャーヤー

前項の第三者を当該エクスポート・ジャーヤーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔同上〕

8 7

〔同上〕

アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする

一 「略」

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百二十六条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第三号中「信用リスク・アセット」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものとする

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー

当該内部格付手法採用金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商

一 「同上」

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあつては、第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー

当該内部格付手法採用金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商

品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

〔9～11 略〕

(適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第一百四十五条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 先進的内部格付手法採用金庫は、第一百三十一条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自行推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスボージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第一百九十二条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回つてはならない。

〔5～9 略〕

品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

〔9～11 同上〕

(適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第一百四十五条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 先進的内部格付手法採用金庫は、第一百三十一条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスボージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自行推計値に代えて適格事業法人等向けエクスボージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第一百九十二条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回つてはならない。

〔5～9 同上〕

(購入債権における保証の取扱い)

第一百四十八条

〔略〕

〔2～4 略〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用金庫は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなして、最劣後部分に対し信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化工クスボージャーについて、第六章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百三十三条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\underline{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

(購入債権における保証の取扱い)

第一百四十八条

〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用金庫は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなして、最劣後部分に対し信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百三十八条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\underline{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

$\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百三十八条第一項に定めるLGD}) +$

$$\left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

$\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百三十八条第一項に定めるLGD}) +$

$$\left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6||

購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する場合であつて、内部格付手法採用金庫が同号に規定する譲渡人であるときは、当該内部格付手法採用金庫は譲渡した債権のデイスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

〔項を加える。〕

7||

〔略〕

6||

〔同上〕

## 第六章 証券化エクスボージャーの取扱い

### 第一節 総則

(証券化エクスボージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十二条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第一百五条、第一百十八条及び第百十九条の規定は、内部格付手法採用金庫が第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスボージャーに係る第二百三十条第一項のK<sub>LBB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>LBB</sub>を算出するに当たつ

(証券化エクスボージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十二条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第一百五条、第一百十八条及び第百十九条の規定は、内部格付手法採用金庫が第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウエイトを算出する証券化エクスボージャーに係る第二百三十条第一項のK<sub>LBB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>LBB</sub>を算出するに当たつ

て行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

〔条を削る。〕

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート)

第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。  
一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート

## 二 信用補完機能を持つIOストリップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられる場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十三条 金庫は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 金庫は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一 「同上」

二 当該金庫が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、  
金庫の倒産手続等においても当該金庫又は当該金庫の債権者の  
支配権が及ばないよう、原資産が法的に金庫から隔離されて  
おり、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法  
(昭和二十四年法律第二百五号)）の規定による弁護士及び外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十  
一年法律第六十六号）第二条第二号に規定する外国弁護士をい  
う。次項第三号並びに第二百四十三条の二第三項第九号及び第  
十五号において同じ。）による意見書を具備していること。こ  
の場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な  
支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 略〕

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項

のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該金庫が証券化  
エクスボージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよ  
う義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第  
三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 略〕

七 六 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに

二 当該金庫が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、  
金庫の倒産手続等においても当該金庫又は当該金庫の債権者の  
支配権が及ばないよう、原資産が法的に金庫から隔離されて  
おり、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法  
(昭和二十四年法律第二百五号)）の規定による弁護士及び外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十  
一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称  
していう。）による意見書を具備していること。この場合にお  
いて、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有  
しているものとみなす。

〔イ・ロ 同上〕

五 「同上」

〔三・四 同上〕

五 「同上」

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該金庫が  
証券化エクスボージャーの裏付資産を構成する資産を交換す  
るよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第  
三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 同上〕

六 「同上」  
〔号を加える。〕

掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八|| 一以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該金庫の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと。

イ 当該金庫の保有する持分が当該金庫以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該金庫の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

ロ 当該金庫の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該金庫の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該金庫の持分の損失リスクを増加させる変更

九||

〔略〕

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削

〔号を加える。〕

七||

〔同上〕

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場

減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用金庫」とあるのは「金庫」と、第八十九条第一号中「エクスポートージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポートージャー」のうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百五条及び第百六条中「エクスポートージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポートージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替えるものとする。

一 「略」

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における金庫の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポートージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

三 「略」

「口々ホ 同上」

合において、第八十九条第一号中「エクスポートージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポートージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と読み替えるものとする。

一 「同上」  
二 「同上」

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポートージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

3||

前二項に掲げる要件を満たす証券化取引が早期償還条項を有する場合であつて、当該早期償還条項が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、オリジネーターである金庫は、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により金庫が新規のエクスポートジャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである金庫に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである金庫の権利を実質的に劣後させない場合

三 金庫が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である金庫の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4||  
〔略〕

（証券化取引のデュー・ディリジェンス等）

第二百二十四条 金庫は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限

「項を加える。」

3||  
〔同上〕

「条を加える。」

り、次節第二款に規定する証券化エクスポートージャーの信用リスク  
・アセットの計測手法を適用することができる。

一 金庫の保有する証券化エクスポートージャーについて、包括的な  
リスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が  
整備されていること。

二 金庫の保有する証券化エクスポートージャーの裏付資産につい  
て、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時  
に把握するために必要な体制が整備されていること。

三 金庫の保有する証券化エクスポートージャーについて、当該証券  
化エクスポートージャーに係る証券化取引についての構造上の特性  
を把握するために必要な体制が整備されていること。

四 金庫が、第一条第一号の二イ又はロの規定により再証券化取  
引から除かれる証券化取引に係るエクスポートージャーを保有して  
いる場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部とな  
っている証券化エクスポートージャーに係る裏付資産について、包  
括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握  
するために必要な体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる条件を満たすための管理規程等を作成してい  
ること。

2 次節の規定にかかわらず、金庫は、前項各号に掲げるいずれか  
の条件を満たさない証券化エクスポートージャーについて千二百五十  
パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

3 金庫は、第一項の場合において、当該金庫が証券化エクスポート

ジヤー（第二百二十七条に規定する証券化エクスポートジヤーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該金庫がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げるいずれかの条件を満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポートジヤーについて第二節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント。）を当該証券化エクスポートジヤーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

- 一 当該証券化取引における証券化エクスポートジヤーの全てのトランシェを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他 の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）、かつ、当該証券化エクスポートジヤーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポートジヤーの総額の五パーセント以上であること。
- 二 当該証券化取引における証券化エクスポートジヤーの最劣後のトランシェを保有し、かつ、当該エクスポートジヤーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポートジヤーの総額の五パーセント以上であること。
- 三 当該証券化取引における証券化エクスポートジヤーの最劣後の

トランシェが五パーセント未満であつて、当該トランシェの全てを保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、かつ、当該エクスポートージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポートージャーの総額の五パーセント以上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポートージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一)の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

**第二百二十四条の二** 金庫は、一の証券化取引（再証券化取引を除く。）において保有する一以上の証券化エクスポートージャーの所要自己資本の額（第二百二十四条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額に八パー セントを乗じて得た額をいう。）の総額について、当該証券化工 クスポートージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該 証券化エクスポートージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額（金 庫が内部格付手法採用金庫であつて、当該証券化エクスポートージャーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標準的手法採用金庫とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。）の合計額に当該金庫の持分比率（一のトランシェについて 当該金庫が保有する一以上の証券化エクスポートージャーの名目額を

〔条を加える。〕

当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を上限とすることができる。

一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスボージャー

二 金庫が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスボージャー

三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法採用金庫が、第十条第一項及び第十八条第一項に規定する信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスボージャー（第十条第一項及び第十八条第一項に規定する新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスボージャーに限る。）

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該金庫の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスボージャーの総額× $K_p \times P$

$K_p$ は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールがIRB

プールである場合にあっては第二百三十条の規定に基づいて算出されるK<sub>IRB</sub>を、SAプールである場合にあっては第二百四十一条の規定に基づいて算出されるK<sub>SA</sub>を、混合プールの場合にあっては裏付資産のうち第一条第七十二号に掲げる要件を満たす部分について第二百三十条の規定に基づいて算出されるK<sub>IRB</sub>と当該部分以外の部分について第二百四十二条の規定に基づいて算出されるK<sub>SA</sub>とを、それぞれの部分のエクスポートージャー額で加重平均して得られる値とする。)

Pは、トランシェごとに算出した当該金庫の持分比率のうち最大のもの

3 第一項の場合において、証券化取引に伴う増加した自己資本に係る控除額及び信用補完機能を持つI/Oペーロンパスは、証券化エクスポートージャーの所要自己資本の額の総額に含めなければならない。

(重複するエクスポートージャーの取扱い)

第一百一十四条の二 金庫は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポートージャーに係る義務を履行する」とによりて、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該金庫が保有する他の証券化エクスポートージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポートージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことが

〔条を加へる。〕

できる。この場合において、当該金庫は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセツトの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

## 第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトの額

### 第一款 総則

#### (証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトの額)

**第二百二十四条の四** 金庫は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乘じて得た額を信用リスク・アセツトの額とする。

一 信用補完機能を持つ「〇ストリップス 千二百五十パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト

2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各

## 第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセツトの額

### 第一款 標準的手法の取扱い

〔条を加える。〕

号に定める額から控除することができる。

一 金庫が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスボージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスボージャーの額

二 オリジネーターである金庫が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行つたディスクカウントの額（返金を要しないものに限る。） 当該証券化取引について金庫が保有する証券化エクスボージャー（この章の規定により千二百五十五パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額

3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスボージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスボージャーの区分に応じて、当該証券化エクスボージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスボージャーの額とする。

一 適格なサービスサー・キヤツシユ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

二 前号に掲げるものの以外の証券化エクスボージャー 百パーセント

4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスボージャーの額を算出するに当たっては、S A I C C R、期待エクスボージャー方式又はカレント・エクスボージャー方式のいずれかを用いるものとする。

5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポートの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法採用金庫又は内部格付手法採用金庫が直接保有する派生商品取引に係るエクスポートの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポートの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

〔条を削る。〕

(標準的手法における証券化エクスポートに対する信用リスク・アセztト)

**第二百二十五条**

標準的手法採用金庫が証券化エクスポートの信用リスク・アセztトの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポートの額に乗じて得た額を信用リスク・アセztトの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポート ヤー（再証券化エク スポートを除 く）
再証券化エクスポート （パーセント）	（パーセント）

---

6 — 1	信用リスク区分	く。 (パーセント)
二十	証券化エクスポート ヤー（再証券化エク スポートを除く。） の場合 (パーセント)	百 五十 二十
四十	再証券化エクスポート ジヤーの場合 (パーセント)	千二百五十 二百二十五 百 四十

ロイ以外のとき。

---

7 2	7 1	信用リスク区分	6 5	6 4	6 3	6 2
五十	二十	証券化エクスポート ヤー（再証券化エク スポート）の場合（パ ー。 <sup>。</sup> セント）	百	五十	二百二十五	百
百	四十	再証券化エクスポート ジヤーの場合（パー ーセント）	千二百五十			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7—3	百	二百二十五
7—4	千二百五十	

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポート・セイジャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポート・セイジャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 金庫が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三 適格格付機関が当該証券化エクスポート・セイジャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブルの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第九十七条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして金庫が保有するエクスポート・セイジャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化エクスポート・セイジャーの格付機関として実績

のある適格格付機関により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 金庫が保有する証券化エクスボージャーに対して付与された格付が、当該金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 金庫が、同種の証券化エクスボージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもつて利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスボージャーについて個別の証券化エクスボージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三 金庫の保有する証券化エクスボージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 金庫の保有する証券化エクスボージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するためには必要な体制が整備されていること。

五 金庫の保有する証券化エクスボージャーについて、当該証券

化エクスポートジャヤーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 金庫が、第一条第一号の二又は四の規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポートジャヤーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつている証券化エクスポートジャヤーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するためには必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5 第二十四条の規定は、金庫が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポートジャヤーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

6 金庫が保有する証券化エクスポートジャヤーに対して当該金庫により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該金庫が保有する証券化エクスポートジャヤーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポートジャヤー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポートジャヤー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十条において同じ。）の証券化エクスボージャーについて、当該証券化エクスボージャーの裏付資産を構成する個別のエクスボージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスボージャーが最優先証券化エクスボージャー（証券化エクスボージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパートの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスボージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスボージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二 金庫が、当該証券化エクスボージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCP プログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスボージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスボージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

---

「条を削る。」

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合

二 金庫が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

**第二百二十六条** 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもつて当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて  
信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パ  
ーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント  
三 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠の  
うち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポート以外のもの 百パー  
セント

2 金庫は、一の証券化エクスポートについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

**第二百二十七条** 金庫がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポートに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該金庫は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポートを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならない。

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポートに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポートに対して提供されている場合、エクスポートの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポートのものとする。」と、第九十七

【  
条を削る。  
】

〔条を削る。〕

条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4—3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4—2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

**第二百二十八条** 金庫は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。）エクスポージャー及びリボルビング型エクスposureにより構成される原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスposureの額のうち、リボルビング型エクスposureを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛け目及び対象となるエクスposureに係る証券化取引が行われなかつた場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスposureの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかつた場合の原資産の

信用リスク・アセットの額のいづれか大きい額を上限とする。

一 原資産の補充が行われる仕組の取引であつて、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により金庫が新規のエクスポートヤーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである金庫に遡及しない場合

三 金庫が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である金庫の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

リテール向	任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	上記以外の場 合 (パーセン ト)
トラッピング・ポ ジション		
掛目..九十		

けエクスボ  
ージヤーの  
場合

上	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	満百以上	百三十三・三三未	上	百三十三・三三以	の割合	・ポイントの値は 四・五パーセント とする。)に対す る三月の平均エク セス・スプレッド の割合
十	二		一		零			

右記以外の 場合	五十未満二十五以 上	二十五未満	四十
掛目..九十			
掛目..九十			
掛目..百			
ト (パーセン)	合 (パーセン)	上記以外の場 能である場合 (パーセント)	任意の時期に無条件で取消し可 能である場合 (パーセント)
け エ ク ス ボ リ テ ル 向 け エ ク ス ボ リ テ ル 向			

(注) トラツピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛け目」とは、次の表に掲げる掛け目をいう。

トジヤーの  
場合

・スプレッドの留  
保が求められてい  
ない証券化取引で  
は、トラッピング  
・ポイントの値は  
四・五パーセント  
とする。)に対す  
る三月の平均エク  
セス・スプレッド  
の割合

上 七十五未満五十以 上	百未満七十五以上	百三十三・三三未 満百以上	上 百三十三・三三以 下	
五十	十五	五	零	

**第二款 証券化エクスポート・ジャーラのリスク・ウェイトの取扱い**

**第一目 総則**

(リスク・ウェイトの算出)

**第二百二十五条** 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポート・ジャーラに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、第二目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポート・ジャーラに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

**第二百二十六条** IRBメールに係る証券化エクスポート・ジャーラに適用

**第二款 内部格付手法の取扱い**

〔目名を付する。〕

右記以外の場合	五十未満
掛目 .. 百	百
掛目 .. 百	百

するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。

2 SAプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百三十五条

条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式

3 内部格付手法採用金庫は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合に限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十二号に掲げる要件を満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをSAプールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの

## 算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポート・エージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポート・エージャーの取扱い)

**第二百二十七条** 金庫が、その保有する証券化エクスポート・エージャーに関するマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポート・エージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

- 一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポート・エージャーと同順位にある他の証券化エクスポート・エージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポート・エージャーに適用されるリスク・ウェイト
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポート・エージャーに劣後する他の証券化エクスポート・エージャーに適用されるリスク・ウェイト

## 第二目 内部格付手法準拠方式

〔目名を付する。〕

〔条を加える。〕

(リスク・ウェイト)

第二百二十八条 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスポート・ボージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポート・ボージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポート・ボージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

一 デタッチメント・ポイント (D) (第二百三十二条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (D) をいう。以下同じ。) が  $K_{IRB}$  (第二百三十条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (A) (第二百三十二条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (A) をいう。以下同じ。) が  $K_{IRB}$  以上の場合 次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA} (K_{IRB})$ ) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が  $K_{IRB}$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (D) が  $K_{IRB}$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合には、十五パーセント)

〔条を加える。〕

$$RW = \left[ \left( \frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$  は、次条の規定により算出される  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率

$\frac{(K_{IRB} \text{ 超過部分の所要自己資本率 } (K_{SSFA(K_{IRB})}))}{(K_{IRB})}$

第一回二十九条 前条第一号及び第二号に規定する  $K_{IRB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をもつ。

$$K_{SSFA(K_{IRB})} = \frac{e^{au} - e^{a\bar{I}}}{a(u - 1)}$$

$$u = - \frac{1}{(p * K_{IRB})}$$

$$u = D - K_{IRB}$$

$e$ 、 $A$ 、 $D$ 及び $p$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$e$ は、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

$A$ は、アタッシュメント・ポイント (A)

$D$ は、デタッチメント・ポイント (D)

$p$ は、第二百三十三条の規定により算出されるパラメーター

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポートージャー)

第一回二十九条 内部格付手法採用金庫は証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポートージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポートージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、金庫がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4 第二百二十五条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(信用リスク・アセットの計算手法)

$(\text{内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 } (K_{IRB}))$

**第二百三十条** 証券化エクスポージャーがIRBブールに係る証券化

エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による  
裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ) は、裏付資産のエクスポージ  
ャー（オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。  
以下この条及び次条において同じ。）について内部格付手法によ  
り算出される所要自己資本の額（期待損失額及び信用リスク・ア  
セztの額に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した  
額をいう。第四項及び第七項において同じ。）の合計額（以下こ  
の条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」  
という。）を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して  
得た値を小数で表したものとする。

2| 前項の  $K_{IRB}$  の算出に当たつて、証券化目的導管体が存在する場

合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付  
資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明  
らかなエクスポージャーについては、この限りでない。

3| 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たつ  
ては、同項の証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採  
用金庫が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であつ  
ても、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみな  
す。

4| 第一項の  $K_{IRB}$  の算出に当たつて、裏付資産に金利スワップ、通

貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジッ  
ト・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これ

**第二百三十条** 内部格付手法採用金庫は、格付又は第二百三十二条

第二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されて  
いる場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセztの額  
を算出しなければならない。

2| 第二百二十五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に  
準用する。

3| 内部格付手法採用金庫は、証券化エクスポージャーが無格付で  
ある場合は、指定関数方式により信用リスク・アセztの額を算  
出することができる。

4| 内部格付手法採用金庫は、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年  
以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証  
券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式によ  
り信用リスク・アセztの額を算出することができる。

5| 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについ  
て、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信  
用リスク・アセztを算出することができない場合は、当該証券  
化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイ  
トを適用するものとする。

らの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額

は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当

該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスボージャーの額

は、裏付資産のエクスボージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項のK<sub>IRB</sub>の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスボージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスボージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たって、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもつて当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスボージャーが混合ブールに係る証券化エクスボージャー（次の算式の $\alpha$ が九十五パーセント以上となるものに限る。）である場合には、前二条のK<sub>IRB</sub>は次に掲げる算式により得られる値とする。

裏付資産の所要自己資本率=d×K<sub>IRB</sub>+(1-d)×K<sub>SA</sub>

d、K<sub>IRB</sub>及びK<sub>SA</sub>は、それぞれ次に掲げるものとする。

dは、混合プールに係る証券化エクスポート・ジャーヤーの裏付資産のうち第一条第七十二条に掲げる要件を満たす部分のエクスポート・ジャーヤーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポート・ジャーヤーの総額に占める割合

K<sub>IRB</sub>は、混合プールに係る証券化エクスポート・ジャーヤーの裏付資産のうち第一条第七十二条に掲げる要件を満たす部分について前項までの規定を準用して算出されるK<sub>IRB</sub>

K<sub>SA</sub>は、混合プールに係る証券化エクスポート・ジャーヤーの裏付資産のうち第一条第七十二条に掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百四十二条の規定により算出されるK<sub>SA</sub>

(K<sub>IRB</sub>算玉等のレバ・ダウン・アプローチ等の準用)

第11回11111条 内部格付手法採用金庫が前条第一項のK<sub>IRB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>IRB</sub>の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たつては、当該裏付資産のエクスポート・ジャーヤーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質を全て有する事業法人等向けエクスポート・ジャーヤーによって構成され得おり、かく、当該内部格付手法採用金庫が当該原資産プールに任命される個々の事業法人等向けエクスポート・ジャーヤーの債務者に係るポート・リスクを評価する」とが困難な場合であつて、第

(所要自己資本の上限)

第11回11111条 内部格付手法採用金庫が一の証券化取引について保有する証券化エクスポート・ジャーヤーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第一百一十三条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

三項により準用される規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要件を全て満たすときは、第百四十三条及び第百四十五条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポートのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポートのプール」とあるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエクスポートの」とあるのは「原資産プールの事業法人等向けエクスポートの」と、「当該適格購入事業法人等向けエクスポートの」とあるのは「当該原資産プールの事業法人等向けエクスポートの」と、第百四十五条第三項中「エクスポートのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法人等向けエクスポートの」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポートの」と、「この節」とあるのは「この項」と、「EL<sub>dilution</sub>」とあるのは「原資産を構成するエクスポートのEL<sub>dilution</sub>」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポート」とあるのは「トップ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポート」

と、「適格購入事業法人等向けエクスポートジャーニー」にあるのは「事業法人等向けエクスポートジャーニー」とに」と、同条第九項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポートジャーニーのマチュアリティ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュアリティ(M\*)」と読み替えるものとする。

一 オリジネーター（第一条第六十七号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。）が証券化エクスポートジャーニーを保有する内部格付手法採用金庫から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用金庫が直接又は間接に信用供与を行つた者でないこと。

二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスポートジャーニーを保有する内部格付手法採用金庫が、証券化取引に係る契約条件に従つて当該内部格付手法採用金庫の保有する証券化エクスポートジャーニーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

2 内部格付手法採用金庫が前条第一項のK<sub>HFB</sub>及び同条第八項に掲げる算式のK<sub>HFB</sub>の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たつては、当該裏付資産のエクスポートジャーニーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポートジャーニーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用金庫

が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であつて、次項により準用される規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポート・リテールに関する規定に定める要件及びその他の要件を全部満すときは、第百四十三条及び第百四十六条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポート・リテール」であるのは「原資産プール」と、第百四十六条第一項中「購入リテール向けエクスポート・リテール」とあるのは「原資産プールのリテール」であるのは「原資産プール」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポート・リテール」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスポート・リテール」と、「(二)の節」とあるのは「(二)の項」と、「ELdilution」とあるのは「原資産を構成するエクスポート・リテール」のELdilution」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3 第二百四条から第二百八条までの規定は、第一項及び前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二百五一条第一項及び第二百八条第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百四条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポート・リテール」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポート・リテール」を用いる適格購入事業法人等向けエクスポート・リテール」とあるのは「原資産プール」を構成するリテール向けエクスポート・リテール

ポージャー及び事業法人等向けエクスポートジヤー」と、第二百五  
条第一項及び第四項中「EL<sub>dilution</sub>」とあるのは「原資産プールを  
構成するエクスポートジヤーのEL<sub>dilution</sub>」と、同条第一項中「購入債  
権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第  
六十七号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において  
同じ。）が原資産プールを構成するエクスポートジヤー」と、同  
条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポートジヤーについ  
て」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクス  
ポートジヤーについて」と、「場合又はEL<sub>dilution</sub>」とあるのは「場合  
又は原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポートジヤーの  
EL<sub>dilution</sub>」と、「購入リテール向けエクスポートジヤーについて」と  
あるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポートジ  
ヤーについて」と、「LGD又はEL<sub>dilution</sub>」とあるのは「LGD又は原資產  
プールを構成するリテール向けエクスポートジヤーのEL<sub>dilution</sub>」と、  
「適格購入事業法人等向けエクスポートジヤー又は購入リテール向  
けエクスポートジヤーの属するプール」とあるのは「これらのエク  
スポートジヤーの属するプール」と、同項並びに第二百八条第一  
項、第四項及び第六項中「購入債権の質」とあるのは「原資産の  
質」と、第二百五十三条第三項中「当該購入債権の譲渡契約」とある  
のは「証券化取引に係る契約」と、「当該購入債権の種類、額、  
契約期間中の債権の質」とあるのは「原資産プールを構成するエ  
クスポートジヤーの種類、額、契約期間中の当該エクスポートジヤー  
の質」と、「当該購入債権に関連する」とあるのは「当該原資産

プールに関連する」と、第二百六条第一項及び第二百七条中「購入リテール向けエクスポート・ジャーニー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポート・ジャーニー」と、第二百六条第一項中「トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポート・ジャーニー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同条第三項中「適格購入事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」と、第二百八条中「購入リテール向けエクスポート・ジャーニー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポート・ジャーニー」と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」とあるのは「原資産の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポート・ジャーニー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する証券化エクスポート・ジャーニー割り当たされた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内

部格付手法採用金庫」とあるのは「証券化エクスボージャーを保有する内部格付手法採用金庫又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「に」とあるのは「原資産プールに」と、「当該購入債権の」「証券化エクスボージャーを保有する内部格付手法採用金庫の」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを構成するエクスボージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人による証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」とあるのは「原資産プール」と、「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 第三項の規定により読み替えて準用する第二百八条第三項から第七項（第三号を除く。）までの要件を満たすに当たり、証券化エクスボージャーを保有する内部格付手法採用金庫自らが満たす

ことができない場合には、当該内部格付手法採用金庫に代わり、  
証券化取引に係る契約条件に従つて証券化取引における投資家の  
利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満た  
すことを妨げない。

(ア) タッチメント・ポイント (A) 及びデタッチメント・ポイン  
ト (D) )

**第二百三十二条** 証券化エクスポート・ジャーニーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタッチメント・ポイント (A) は、証券化エクスポート・ジャーニーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポート・ジャーニーに優先するトランシェの残高の総額及び当該保有する証券化エクスポート・ジャーニーの順位であるトランシェ (自己が保有する証券化エクスポート・ジャーニーの額を含む。) の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値 (当該値が零を下回る場合にあつては、零とする。) とする。

2 | 証券化エクスポート・ジャーニーのリスク・ウェイトの算式に用いるデタッチメント・ポイント (B) は、証券化エクスポート・ジャーニーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポート・ジャーニーに優先するトランシェの残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高 (当該値が零を下回る場合にあつては、零とする。) とする。

3 | 前二項において証券化エクスポート・ジャーニーの裏付資産の残高の合

(外部格付準拠方式)

**第二百三十二条** 内部格付手法採用金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポート・ジャーニーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポート・ジャーニーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。  
一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めることによる。

		分 信 用 リ ス ク 区
N が六以上 り、当該 ント)	N が六以上 (パーセ ント)	証券化エクスポート・ジャーニー (再証 券化エクスポート・ジャーニーを除 く。) の場合
N が六未 (パーセ ント)	N が六未 (パーセ ント)	再証券化エクスポート・ ジャーニーの場合
最優先証券	当該再証券 化エクスポート・ ジャーニーが	当該再証券 化エクスポート・ ジャーニーが
最優先証券		

計額を算出するに当たっては、裏付資産のうち証券化取引の原資  
産以外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄  
積させた準備金勘定（信用補完を提供するものに限る。次項にお  
いて同じ。）にその構成資産を含めることができる。

4 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に  
規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシェ  
として取り扱うものとする。

8—4	8—3	8—2	8—1	証券化エクスボーグ
十二	十	八	七	ジャーナルジヤーが最優先証券化エクスボーグ
三十	十八	十五	十二	ヤー（内）
三十五		二十五	二十	方式による場合を含む。（パーセント）
四十	三十五	二十五	二十	方式による場合を含む。（パーセント）
六十五	五十	四十	三十	方式による場合を含む。（パーセント）

8 — 12	8 — 11	8 — 10	8 — 9	8 — 8	8 — 7	8 — 6	8 — 5
千二百五十	六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十
	七百五十	五百	三百	二百	七十五	五十	三十五
	八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五	一百五十	六十

(注) Nとは、第二百三十七条第一項又は第二項に定めるエクスボージャーの実効的な個数をいう。次号において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

	7 — 4	分										く。) の場合
七	ント (パー <sup>セ</sup> )	ある場合 む。) で	場合を含 む。) で	式による ヤー (内	部評価方 ヤー (内	券化エク スポート	最優先証 券化エク スポート	ジャード クスポート	証券化エ クスポート	り、当該 上での場 合 (パー <sup>セ</sup> )	Nが六以 上の場合 (パー <sup>セ</sup> )	
十二										ント (パー <sup>セ</sup> )	Nが六以 上の場合 (パー <sup>セ</sup> )	
二十										ント (パー <sup>セ</sup> )	満の場合 (パー <sup>セ</sup> )	
二十										ト (内部評価 の場)	化エクスボ ー (内部評 価の場)	当該再証券 化エクスボ ー (内部評 価の場)
三十										ト (パー <sup>セ</sup> )	化エクスボ ー (内部評 価の場)	当該再証券 化エクスボ ー (内部評 価の場)

7 — 4	7 — 3	7 — 2	十二	二十	三十五	四十	六十五
			六 十	七 十五	百 五 十	二 百 二 十五	

2 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポートジャー（第二百三十条第二項において準用する第二百二十五条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポートジャーに劣後する証券化エクスポートジャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポートジャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

- 一 参照証券化エクスポートジャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポートジャーに劣後するものであること。
- 二 参照証券化エクスポートジャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポートジャーの残存期間を下回るものでないこと。
- 三 参照証券化エクスポートジャーに付与された格付は、第二百二十五条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法採用金庫は、参照証券化エクスポートージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第一項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポートージャーは千一百五十ペーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

#### (ペターマーター (p))

第一回三十二條 第一百一十九條の「ペターマーター (p)」とは、次に掲げる算式による算出やるべき値をさへ。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * \underline{LGD} + E * M_T)]$$

N、LGD及びM<sub>T</sub>はそれぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びEは次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポートージャーの実効的な個数

LGDは、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重平均LGD

M<sub>T</sub>は、第八項の規定により算出される証券化エクスポートージャーの残存期間

#### (指定関数方式)

第一回三十三條 内部格付手法採用金庫が指定関数方式により証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合にさ、証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第一号に定めるものにより算出する。

1 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げたるこずれか大きい方を乗じた額とする。

イ  $0.0056 \times T$  (当該証券化エクスポートージャーが再証券化エクスポートージャーである場合にあっては、 $0.016 \times T$ )

この式においては、(T)は、第二百三十六条の規定により算出したエクスポートージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

原資産が事業法人等向けエクスポートージャーである場合	原資産がリテール向けエクスポートージャー
----------------------------	----------------------

□  $S [L + T] - S [L]$   
この式においては、(L)は、第二百三十五条の規定により

算出した信用補完レベルを表すものとする。以下同じ。

$\Sigma$  滴彈り禰々「異般證券 (S [x] )」へせ、 $\Sigma$ トシ根々の證  
券化エクスポート。

$$S[L] = \left\{ \begin{array}{l} K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB}/20 (1 - e^{20(K_{IRB} - L)/K_{IRB}}) (K_{IRB} < L \text{ のとき}) \\ h = (1 - K_{IRB}/LGD)^N \end{array} \right\}$$

$$c = K_{IRB}/(1 - h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - LGD)K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left( \frac{v + K_{IRB}^2 - c^2}{1 - h} \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - Beta[K_{IRB}; a, b])$$

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - Beta[L, a, b])L + Beta[L, a, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b] 、 $K_{IRB}$ 、N、LGDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメータ-a及びbをもつ累積ベータ分布

$$\bar{A} \quad \overline{0} \quad \overline{0.11} \quad \overline{0.16} \quad \overline{0.23} \quad \overline{0}$$

$$\bar{B} \quad \overline{3.65} \quad \overline{2.61} \quad \overline{2.87} \quad \overline{2.35}$$

$$\bar{C} \quad \overline{\Delta 1.85} \quad \overline{\Delta 2.91} \quad \overline{\Delta 1.03} \quad \overline{\Delta 2.46} \quad \overline{\Delta 7.48} \quad \overline{\Delta 5.78}$$

$K_{IRB}$  次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率  
N 第二百三十七条の規定により算出したエクスポートジャードの実効的な個数  
LGD 第四十八条第五項又は第二百三十八条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポートジャードの加重平均LGD

$\bar{D}$	$\overline{0.55}$	$\overline{0.68}$	$\overline{0.21}$	$\overline{0.48}$	$\overline{0.71}$	$\overline{0.55}$
$\bar{E}$			$\overline{0.07}$		$\overline{0.24}$	$\overline{0.27}$

2 IRBプールがリテール向けエクスボージャーと事業法人等向けエクスボージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスボージャーに係る部分と事業法人等向けエクスボージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター(p)を算出し、それぞれのエクスボージャーの名目額の総額で加重平均した値を当該IRBプールのパラメーター(p)とする。

3 第一百一十六条第四項第一号の規定に基づき、混合プールに係る証券化エクスボージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター(p)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスボージャーのうち第一条第七十一号に掲げる要件を満たす部分のみを対象として算出するものとする。

4 第一項に掲げる算式の「エクスボージャーの実効的な個数(N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスボージャー(同一

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスボージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスボージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

債務者に対する複数のエクスボージャーは一のエクスボージャーとみなす。) のEAD

5 | 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$\underline{LGD} = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第i番目のエクスボージャー(同一債務者に対する複数のエクスボージャーは一のエクスボージャーとみなす。)の加重平均LGD

6 | 前項の規定にかかるらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であつて、証券化エクスボージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスボージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスボージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第一百四十八条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 | 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスボージャーが当該裏付資産総額に占める割合 (C<sub>1</sub>) が○・○三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかるらず、エクスボージャーの実効的な個数 (N) は、次の算式で求められる値とし、LGDは○・五〇とすることができる。ただし、C<sub>1</sub>以外のC<sub>n</sub>が明らかでない場合は、Nを1/C<sub>1</sub>とすることができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - mC_1, 0\} \right)^{-1}$$

C<sub>m</sub>は、裏付資産に含まれるエクスポートジャーのうち最もEADの大きいものから順にm個のエクスポートジャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポートジャーの残存期間(M<sub>t</sub>)」は、次に掲げるいずれかの計算方式を用いて算出される期間（一年を下回る場合にあつては一年とし、五年を超える場合にあつては五年とする。）とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることがやるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポートジャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のペフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

— 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポートジャーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF<sub>t</sub>は、期間tに証券化エクスポートジャーの保有者に対し契約上

支払われるキャッシュ・フロー

— 証券化エクスポートジャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M<sub>L</sub>は、証券化エクスボージャーの最終法定満期日までの期間（年）

### 第三目 外部格付準拠方式

#### （リスク・ウェイト）

**第二百三十四条** 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める比率とする。

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

イ 当該証券化エクスボージャーが最優先証券化エクスボージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスボージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスボージャーの残存期間（M<sub>T</sub>）をいう。以下この目及び第二百四十三条の二において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスボージャーの残存期間が一年を超えるか、五年未満である場合には、当該証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られ

#### （所要自己資本率（K<sub>RB</sub>））

**第二百三十四条** 前条第二項に掲げる「所要自己資本率（K<sub>RB</sub>）」とは、裏付資産のエクスボージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものとし、

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関する証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスボージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスボージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

〔田名を付する。〕

る一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によつて得られる比率とする。

信用リスク区分									証券化エクスボージャーの残存期間 (パーセント)
一年	五年								
七十五	六十	五十	四十	三十	二十五	十五	十五	一年 (パーセント)	
九十	七十	六十五	五十	四十五	四十	三十	二十	五年 (パーセント)	

	6 18	6 17	6 16	6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10	6 9
ヤーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率	四百六十	三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	
ロ  当該証券化エクスボージャーが最優先証券化エクスボージ	千二百五十	五百五	四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五

$$\frac{(\text{期初玉附を十日}\times\text{一年})\times\text{回数}+1}{(N-1)\times\text{年間}} \times 100\%$$

$$R \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクススポージャーの格付に  
対応する信用リスク区分及び当該証券化エクススポージャー  
の残存期間の区分に応じ、次の表に定めるリスク・ウェイ  
トをいう。ただし、証券化エクススポージャーの残存期間が  
一年を超える場合、かつ、五年未満である場合には、当該証券化  
エクススポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られ  
る一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを  
用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクススポージャーのデタッチメント・ポイ  
ント (D) からアタッチメント・ポイント (A) を控除して  
得られる数値

信用リスク 区分	証券化エクス申博ージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
$\frac{6-1}{6}$	$\frac{15}{70}$	$\frac{70}{70}$

$\overline{6-2}$	$\overline{15}$	$\overline{90}$
$\overline{6-3}$	$\overline{30}$	$\overline{120}$
$\overline{6-4}$	$\overline{40}$	$\overline{140}$
$\overline{6-5}$	$\overline{60}$	$\overline{160}$
$\overline{6-6}$	$\overline{80}$	$\overline{180}$
$\overline{6-7}$	$\overline{120}$	$\overline{210}$
$\overline{6-8}$	$\overline{170}$	$\overline{260}$
$\overline{6-9}$	$\overline{220}$	$\overline{310}$
$\overline{6-10}$	$\overline{330}$	$\overline{420}$
$\overline{6-11}$	$\overline{470}$	$\overline{580}$
$\overline{6-12}$	$\overline{620}$	$\overline{760}$

<u>6-13</u>	750	<u>860</u>
<u>6-14</u>	900	<u>950</u>
<u>6-15</u>		<u>1050</u>
<u>6-16</u>		<u>1130</u>
<u>6-17</u>	<u>1250</u>	
<u>6-18</u>	<u>1250</u>	

二一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が  
 短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リス  
 ク区分の区分に応じ、次の表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウェイト(ペーセント)
7-1	十五
7-2	五十

百

7-3

2 金庫が保有する証券化エクスボージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスボージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスボージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスボージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトとする。

（推定格付の利用に関する運用要件）

第二百三十五条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスボージャーは、当該証券化エクスボージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの中で最も優先するもの（以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスボージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付（第四号において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスボージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した

（信用補完レベル（L））

第二百三十五条 第二百三十三条第一項第二号ロに掲げる「信用補完レベル（L）」とは、裏付資産のエクスボージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの総額が占める割合を小数で表したものを行う。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つIOストリップスを計算に

上で、当該無格付の証券化エクスボージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスボージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスボージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスボージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 金庫が、当該無格付の証券化エクスボージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスボージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

(外部格付の利用に関する運用要件等)

第二百三十六条 証券化エクスボージャー（参照証券化エクスボージャーを含む。以下この条において同じ。）に適格格付機関の格付が付与されている場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスボージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスボージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレ

含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスボージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスボージャーの額は、当該エクスボージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスボージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であつて、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスボージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスボージャーとして扱うことができる。

(エクスボージャーの厚さ (T) )

第二百三十六条 第二百三十三条第一項第二号イに掲げる「エクスボージャーの厚さ (T) 」とは、裏付資産のエクスボージャーの総額に対し当該証券化エクスボージャーの額が占める割合を小数で表したものという。

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第五十

ジント・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第九十七条に掲げるもの（以下この号において「適格保証人等」という。）に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスボージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスボージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスボージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして金庫が保有するエクスボージャーの信用リスクを適切に反映していること。
- 二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
- 三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスボージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

四 金庫が保有する証券化エクスポートージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。

3 第二十四条の規定は、金庫が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポートージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

4 第二十一条の規定は、金庫が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「金庫」と、同条第四項中「以下この章」とあらわすのは「第六章」と読み替えるものとする。

5 金庫の保有する証券化エクスポートージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセツトの額を算出することができる。

#### 第四目 内部評価方式

(内部評価方式の承認)

(エクスポートージャーの実効的な個数 (N) )

第二百三十七条 内部格付手法採用金庫は、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エク

〔目名を付する。〕  
第二百三十七条 第二百三十三条第二項に掲げる「エクスポートージャーの実効的な個数 (N) 」とは、次に掲げる算式により算出され

スポーツ・エクスポート（ABCP）プログラムに対する流動性補完、信用補完その他他の証券化エクスポート（アセット・セキュリティ）であつて無格付のものに限る。）のリスク・ウェイトを算出する」のがやめ。

（承認申請書の提出）

の値をもつ。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポート（同一債務者に対する複数のエクスポートは同一のエクスポートとみなす。）のEAD

2 再証券化エクスポート（アセット・セキュリティ）の裏付資産である証券化エクスポート（アセット・セキュリティ）について前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポート（アセット・セキュリティ）の裏付資産を用いる。

3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポート（アセット・セキュリティ）のEADが当該裏付資産総額に占める割合（C<sub>1</sub>）が明らかな場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポート（アセット・セキュリティ）の実効的な個数（N）を算出する」のがやめ。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

（承認申請書の提出）

第二百三十七条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出するものとする。

- 一 商号
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（金庫がABCPプログラムに対する無格付の証券化エクスボージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日
- 二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

（承認の基準）

**第二百三十七条の三** 金融庁長官及び厚生労働大臣は、内部評価方式の使用について第二百三十七条の承認をしようとするときは、内部格付手法採用金庫が内部評価方式の使用を計画するABCPプログラムの運営が次項に規定する「ABCPプログラムの運営に関する基準」に適合するかどうか及び当該内部格付手法採用金庫による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及

〔条を加える。〕

び運用に関する基準」に適合するかどうか（次条において「承認の基準」という。）を審査するものとする。

2 前項の「ABCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百三十六条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。

二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討すること。

三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。

四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信  
用分析が行われていること。

五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基  
準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権  
の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限  
ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するため、証券化エクスボージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれていること。

七 ABCPプログラムにおいてサービスサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。

八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービスサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。

### 3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ABCPプログラムに対する証券化エクスボージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の金庫の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿つたものであること。

三 内部評価手続によつてリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定めら

れていること。

四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守的なものであること。

五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

六 評価の対象とする資産又はエクスポートジャーマーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を得た場合には、この限りでない。

七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

八 前号に掲げる監査を行う者が、金庫内の顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。

九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が

継続的に記録されており、かつ、エクスボージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCPプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

**第二百三十七条の四** 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出るものとする。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
  - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
  - 三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合
- 2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法採用金庫は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

**第二百三十七条の五** 金融庁長官及び厚生労働大臣は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用金庫が前条第一

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百三十七条の承認を取り消すことができる。

#### (リスク・ウェイト)

**第二百三十七条の六 内部格付手法採用金庫は、第二百三十七条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスボージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付に紐付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百三十四条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。**

〔条を加える。〕

### 第五目 標準的手法準拠方式

#### (リスク・ウェイト)

**第二百三十八条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。**

- 一 デタッチメント・ポイント (D) が  $K_a$  (第二百四十条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_a$ ) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千一百五十ペーセント

(裏付資産の加重平均 LGD ( $\underline{LGD}$ ) )

**第二百三十九条 第二百三十二条第一項に掲げる「裏付資産の加重平均 LGD ( $\underline{LGD}$ )」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。**

$$\frac{LGD}{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}$$

$LGD_i$ は、第*i*番目のエクスボージャー（同一債務者に対する複数のエクスボージャーは一つのエクスボージャーとみなす。）のLGD

二 アタッシュメント・ポイント（A）が $K_A$ 以上の場合 次条の規定により算出される $K_A$ 超過部分の所要自己資本率（ $K_{SSFA}(K_A)$ ）に十二・五を乗じて得られる比率（当該比率が、再証券化エクスボージャーについて百パーセントを下回る場合にあっては百パーセント、それ以外の証券化エクスボージャーについて十五パーセントを下回る場合にあっては十五パーセント）

三 アタッシュメント・ポイント（A）が $K_A$ 未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント（D）が $K_A$ を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率（当該比率が、再証券化エクスボージャーについて百パーセントを下回る場合にあっては百パーセント、それ以外の証券化エクスボージャーについて十五パーセントを下回る場合にあっては十五パーセント）

$$RW = \left[ \left( \frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA}(K_A) \right]$$

$K_{SSFA}(K_A)$ は、次条の規定により算出される $K_A$ 超過部分の所要自己資本率

2 金庫が保有する証券化エクスボージャーが無格付である場合（第一百三十五条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。）であって、当該保有する証券化エクスボージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスボージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスボージャーの中で最も劣後するもの（以下この項において「フロア参照証券化エクス

2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスボージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを第百四十八条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

3 再証券化エクスボージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

4 第百四十八条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用金庫が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスボージャーについて、当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合に準用する。

ポージャー」という。)について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポート・ポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポート・ポージャーのリスク・ウェイトとする。

3| 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポート・ポージャーの裏付資産のエクスポート・ポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポート・ポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポート・ポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポート・ポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4| 第一項の規定により再証券化エクスポート・ポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定する $K_a$ は、当該再証券化エクスポート・ポージャーの裏付資産を証券化エクスポート・ポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに $K_a$ を算出し、当該区分ごとのエクスポート・ポージャーの額で加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポート・ポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポート・ポージャーに該当する部分について $K_a$ を算出するに当たっては、同条、第二百四十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プロールの延滞率(Ⅳ)は、零とする。

( $K_a$ 超過部分の所要自己資本率 (K<sub>SFA</sub>( $K_a$ )) )

(N及びLGDの計算における簡便法)

第二百三十九条 前条第一項第一号及び第三号のK<sub>A</sub>超過部分の所要自己資本率 (K<sub>SSFA</sub>(K<sub>A</sub>)) は、次に掲げる算式により算出される値をもととする。

$$K_{SSFA}(K_A) = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

○ A、D、p及びK<sub>A</sub>は、それぞれ次に掲げるものとする。

e<sub>l</sub>は、自然対数の底 (2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタッシュメント・ポイント (A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

pは、1 (ただし、再証券化エクスボージャーについては1.5とする。)

K<sub>A</sub>は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の

所要自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>A</sub>))

第二百四十条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>A</sub>) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K<sub>SA</sub>) 及び第一百四十一條の規定により算出される原資産プールの延滞率 (W) を用いて、次に掲げる算式

第二百三十九条 第二百三十二条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスボージャーのときは、同条第一項の規定にかかるはず、h及びvを零とする」とがやめる。

2 第二百三十七条第二項に規定する (C<sub>i</sub>) が○・○・○・○・○の場合は、前条第一項の規定にかかるはず、LGDは○・五〇五〇・五〇五〇、エクスボージャーの実効的な個数 (N) は、第一百三十七条第一項の規定にかかるはず、次の算式で求められる値とする」とができる。ただし、C<sub>i</sub>が明確でない場合は、Nを $\frac{1}{c_i}$ とするのができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C<sub>m</sub>は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順にm個のエクスボージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

(内部評価方式)

第二百四十条 内部格付手法採用金庫は、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する」とができる。

2 内部格付手法採用金庫は、前項の場合、内部格付を適格格付機

により算出される値とする。

$$K_A = \frac{(1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5}{EAD_{Total}}$$

前項の $K_A$ を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況

を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポーラージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポーラージャーの総額が占める割合が五ペーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式により $K_A$ を算出することができる。  
この場合において、裏付資産のエクスポーラージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規定する $K_{SA}$ 及び次条に規定する $K_{SA}$ をそれぞれ算出する。

$$K_A = \left( \frac{EAD_{Subpool\ 1} \times K_{Subpool\ 1}}{EAD_{Total}} \right) + \frac{EAD_{Subpool\ 2}}{EAD_{Total}}$$

$EAD_{Subpool\ 1}$ 、 $EAD_{Subpool\ 2}$ 、 $EAD_{Total}$ 及 $JK_{Subpool\ 1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$EAD_{Subpool\ 1}$ は、裏付資産のエクスポーラージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポーラージャーの総額  
 $EAD_{Subpool\ 2}$ は、裏付資産のエクスポーラージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポーラージャーの総額  
 $EAD_{Total}$ は、裏付資産のエクスポーラージャーの総額

関の付与する格付に紐付けし、第一百三十二条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスボーラージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセソットの額とする」とができる。

3 金融庁長官及び厚生労働大臣は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセソットの額を算出することができないと判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

$K_{\text{Subpool}}^1$ は、裏付資産のエクスボージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した $K_A$

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{\text{SA}}$ ) )

第一百四十一條 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{\text{SA}}$ ) は、SAPール又は混合プールに係る証券化エクスボージャーの裏付資産のエクスボージャー（オフ・バランス取引に係るエクスボージャーを含む。以下この条において同じ。）について標準的手法により算出される所要自己資本の額（標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。）の合計額（以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。）を、当該裏付資産のエクスボージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

2 前項の $K_{\text{SA}}$ の算出に当たって、証券化目的導管体が存在する場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスボージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかなエクスボージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たつては、同項の証券化エクスボージャーを保有する金庫が裏付資産を直接保有していない場合であつても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十一條 内部格付手法採用金庫は、内部評価方式により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一 ABCPに対し適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二 ABCPプログラムに対する証券化エクスボージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の金庫の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿つたものであること。

四 内部評価手続によつてリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレ

第一項の  $K_{S1}$  の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これら取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポート・エクスポートの額は、裏付資産のエクスポートの額に含めないものとする。

5 第一項の  $K_{S1}$  の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポートの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポートに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

ス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポートについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を得た場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスボージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 ABCPプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するため、エクスボージャーのプールごとに購入停止措置その

他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれている」と。

#### (原資産プールの延滞率 (W) )

第二百四十二条 第二百四十条第一項の原資産プールの延滞率 (W) は、原資産プールを構成するエクスポートージャーのうち、第四十二条第一項に規定する二月以上延滞エクスポートージャー及び次に掲げるいずれかの事由が発生した場合のエクスポートージャーの総額を、原資産プールのエクスポートージャーの総額で除して得られる値とする。

一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由  
二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続  
三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十二条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポートージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポートージャーの与信相当額とする。

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポートージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセツトの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポートージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもつて、信用リスク・アセツトの額とすることができる。

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百四十三条

金庫は、第一目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）を保有する場合であって、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

- 一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBブールに係る証券化エクスポージャーである場合 第五章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト
- 二 当該最優先証券化エクスポージャーがSAブールに係る証券化エクスポージャーである場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト
- 三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合ブールに係る証券化エクスポージャーであり、金庫が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百四十三条

第二百二十六条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛け目は百分の一とする。

十二号に掲げる要件を満たすものにあっては第五章の規定により算出される信用リスク・アセツトの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポートの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあっては第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の、当該裏付資産の全てのエクスポートを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 当該最優先証券化エクスポートが混合プールに係る証券化エクスポートであり、金庫が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポートを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

## 第七目 適格STC証券化エクスポート

(適格STC証券化エクスポートのリスク・ウェイト)

第二百四十三条の一 適格STC証券化エクスポートが次の各号に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポートのリスク・ウェイトは、第一目から前目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポートが最優先証券化エクスポート

〔目を加える。〕

ヤーである場合において、当該適格STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスボージャーが最優先証券化エクスボージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスボージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百三十三条规定するパラメーター ( $p$ ) は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げた算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * \underline{LGD} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 $K_{IRB}$ にあっては第二百三十条に定めるところにより、 $N$ 、 $\underline{LGD}$ 、 $M_t$ 、 $A$ 、 $B$ 、 $C$ 、 $D$ 及び $E$ にあっては第二百三十三条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスボージャーである場合 第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百三十四条第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

イ 適格格付機関の付与する格付又は第二百三十五条に規定する推定格付が長期格付であって、当該証券化エクスボージャ

一が最優先証券化エクスボージャーである場合 第二百三十  
四条第一項第一号イの表中 一

信用リスク 区分									証券化エクスボージャーの残存期間 (パーセント)
6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	一年	
七十五	六十	五十	四十	三十	二十五	十五	十五	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
九十	七十	六十五	五十	四十五	四十	三十	二十	五年 (パーセント)	五年 (パーセント)

ーとあるのは「

6 18	6 17	6 16	6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10	6 9
千二百五十	四百六十	三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百三十	九十
	五百五	四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五

信用リスク 区分										証券化エクスポートジヤーの残存期間
6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	（ペーセント）	
五十五	四十五	三十五	三十	二十	十五	十五	十	十	一年 （ペーセント）	
六十五	五十五	四十	四十	三十	二十五	二十	十五	十五	五年 （ペーセント）	

6 18	6 17	6 16	6 15	6 14	6 13	6 12	6 11	6 10	七十
千二百五十	四百十五	三百四十	二百八十	二百二十五	百七十	百三十五	百二十	八十五	
	四百五十五	三百八十	三百五	二百五十	百九十五	百五十五	百三十五		

「と読み替えるものとする。

- 適格格付機関の付与する格付又は第二百三十五条に規定する推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャーでない場合 第二百三十一条第一項第一号□の表中

信用リスク 区分	証券化エクスポートの残存期間	
	1年 (八ヶ月)	5年 (八ヶ月)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260
6-9	220	310

6-10	330	420
6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950
6-15	1050	
6-16	1130	
6-17	1250	
6-18	1250	

」 並びに「

信用リスク 区分	証券化エクスポートの残存期間

	1年 (八〇セント)	5年 (八〇セント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95
6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225
6-9	180	255
6-10	270	345

6-11	405	500
6-12	535	655
6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	
6-17	1250	
6-18	1250	

」と読み替えるものとする。

ハ 適格格付機関の付与する格付又は第一回三十五条に規定する推定格付が短期格付の場合 第二回三十四条第一項第二号の表中「

信用リスク区分	リスク・ウェイ特（ペーセント）
---------	-----------------

					「とあるのは、「				
7 — 4	7 — 3	7 — 2	7 — 1	十	リスク・ウェイト（パーセント）	千二百五十	百	五十	十五
千二百五十	六十	三十							

「と読み替えるものとする。

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポートジャーである場合 第五目の規定を準用する。

この場合において、第二百三十九条中「1（ただし、再証券化エクスポージャーについては1.5とする。）」とあるのは「0.5」と読み替えるものとする。

3 2 第六目の規定は、前項各号の場合において準用する。

第一項の「適格STC証券化工エクスポージャー」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポージャーをいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じて、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年

以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含められる時点で、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれららの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルト時の回収不能額の著しい増加を示す証拠を認識している債権又は強制執行、差押え若しくは仮差押えが行われている債権が含まれていないこと。

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年間の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けている又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第二百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

二 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

六 原資産プールを構成する債権が当該プールに含められる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。

七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。

八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。

十二 元本及び利息の支払に關し金利リスク又は外國為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、

投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。

十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百二十四条第三項各号に掲げるいずれかの条件を満たしていることを含む。）。

十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件を具備していること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもつて適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシェの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。

ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。

十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。

イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

十九 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。

イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支  
払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）

ロ 原資産に係る延滞状況等

ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資  
産を確定する基準日をいう。以下この項において同じ。）にお  
いて、原資産が不動産取得等事業向けエクスポート・ジャマーではな  
く、かつ、第四章の規定により算出される原資産のリスク・ウ  
エイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場  
合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次  
のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハま  
でに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン  
当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにお  
ける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下で  
あること。

ロ 中小企業等向けエクスポート・ジャマー又は個人向けエクスポート  
・ジャマー（イに該当するものを除く。）個々の原資産のリス  
ク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハイ及びロに掲げるもの以外のエクスボージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカツトオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが当該証券化取引における最劣後部分を十パーセント以上保有している場合については、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

### 第三款 信用リスク削減手法

〔款名を付する。〕

（証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則）

（適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い）

第二百四十四条 金庫が保有する証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスボージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保（証券化目的導管体から提供され

第二百四十四条 第二百二十六条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

る担保を含む。)による信用リスク削減効果を勘案することがで  
きるものとする。

一 当該証券化エクスポート・ジャーナーに適用するリスク・ウェイトの  
算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げ  
る担保

イ 第六十五条に規定する適格金融資産担保  
ロ 第百三十三条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポート・ジャーナーに適用するリスク・ウェイトの  
算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用  
いる場合 第六十四条に規定する適格金融資産担保(包括的手  
法を用いる場合にあつては、第六十五条に規定する適格金融資  
産担保)

2

第四章第六節並びに第百二十八条第一項及び第四項の規定は、  
第一項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信  
用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合に  
おいて、同節中「標準的手法採用金庫」とあるのは「金庫」と、  
第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」  
とあるのは「適格格付機関が、4—3以上の信用リスク区分に対  
応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案す  
る当初の時点において、4—2以上の信用リスク区分に対応する  
格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む」とあるのは  
「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百五条中  
「エクスポート・ジャーナーの残存期間」とあるのは「エクスポート・ジャーナー」

の残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポートジヤーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポートジヤーのものとする。次条において同じ。）」と、第一百二十八条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「事業法人等向けエクスポートジヤー」とあるのは「証券化エクスポートジヤー」と、同条第四項中「第九十九条から第一百三条まで」とあるのは「第九十九条、第一百二条、第一百二十三条」と読み替えるものとする。

3 | 第四章第六節の規定は、第一項第一号イ及び第二号の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用金庫」とあるのは「金庫」と、第八十九条第一号中「エクスポートジヤーの残存期間」とあるのは「エクスポートジヤーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポートジヤーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポートジヤーのものとする。第一百五条及び第一百六において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 | 第百三十一条第四項の規定は、第一項第一号ロの規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第一百三十一条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポートジヤー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポートジヤー」と、「基礎的

内部格付手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、「事業法人等向けエクスポートージャー」とあるのは「証券化エクスポートージャー」と読み替えるものとする。

(比例的な信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十五条 金庫が、証券化エクスポートージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポートージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポートージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポートージャーの額とそれ以外の部分のエクスポートージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。）による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポートージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポートージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。

一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポートージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合

二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポートージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

2 金庫が、保有する証券化エクスポートージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポートージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十五条 第百二十八条第一項、第三項及び第四項、第一百三十一条第三項から第五項まで並びに第百三十二条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポートージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポートージャー」とあるのは「証券化エクスポートージャー」と、「基礎的内部格付手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポートージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。

一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポートージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合

二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポートージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十六条 金庫が、証券化エクスボージャーに対して階層化

された信用リスク削減手法（エクスボージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。）による信用リスク削減手法を提供している場合には、当該証券化エクスボージャーについて分割された複数の階層のうち当該金庫

が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセツトの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引（当該証券化エクスボージャーの組成の原因となつた証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一のトランシェとみなすものとする。

2 金庫が、保有する証券化エクスボージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスボージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、金庫が保有する証券化エクスボージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のト

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条の規定は、内部格付手法により早

期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセツトの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスボージャーの額」とあるのは、「証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分の EAD は、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセツトの額は、投資家の保有する証券化エクスボージャーの額に第二百二十八条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

ランシェとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセztの額を算出するものとする。

4 金庫が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（次項及び第六項において「みなしトランシェ」という。）に係る証券化エクスボージャーの信用リスク・アセztの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百三十条に規定するK<sub>BBB</sub>又は第二百四十二条に規定するK<sub>BBB</sub>を算出するものとし、かつ、みなしトランシェごとにアタッチメント・ポイント（A）及びデタッチメント・ポイント（D）を算出するものとする。

5 金庫が複数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー（以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセztの額を算出するに当たり、第二百二十六条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるとときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセztの額の算出には、次の各号に掲げる金庫が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階

層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当時の証券化エクスボージャーのリスク・ウェイト

二| 前号に掲げる場合に該当せず、当時の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスボージャーに劣後するトランシエから格付を推定することができる場合 第二款第三目又は第二百四十三条の二の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト（外部格付準拠方式の適用に当たっては、金庫が保有する階層の「T」（第二百三十四条第一項第一号ロに規定する「をいう。」）を使用するものとする。）

三| 前二号のいずれにも該当しない場合 第二款第五目又は第二百四十三条の二の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6| 金庫が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該金庫が保有するみなしトランシエが、当時の証券化エクスボージャーについて分割された複数の階層の中でも優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスボージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスボージャーとして組成されたものであつても、当該みなしトランシエを最優先エクスボージャーとして取り扱わないものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二　【略】

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金庫のいずれにも該当しない金庫にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

【一・二 略】

三 期待エクスボージャー方式の使用について第五十二条第一項（第一百三十二条第六項又は第一百四十条第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けた金庫

3 【略】

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二　【同上】

2　【同上】

三 期待エクスボージャー方式の使用について第五十二条第一項（第一百三十二条第五項又は第一百四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた金庫

3 【同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。